

令和6年度事業計画

社会福祉法人恵泉会

作成令和6年3月20日

1. 目的

社会福祉法のもと、老人福祉を实践すると共に、介護保険法の指定介護老人福祉施設および、指定居宅事業者として、介護を必要とする高齢者へ各種の介護サービスを提供し、地域の老人福祉に貢献すること。

2. 基本方針

2-1 以下の事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業（指定介護老人福祉事業）
介護老人福祉施設 菊水園
地域密着介護老人福祉施設 菊水ビラ
- (2) 第二種社会福祉事業（指定居宅サービス事業）
 - ① 短期入所生活介護事業所 菊水園ショートステイセンター
 - ② 通所介護事業所 菊水園デイサービスセンター
 - ③ 地域密着通所介護事業所 菊水神郷デイサービスセンター（休止）
 - ④ 介護予防通所介護事業 菊水神郷デイサービスセンター（休止）

2-2 以下の4Sを追求することを基本理念とする。

- (1) 利用者満足（高齢者の多彩な要求にこたえる）
- (2) 職員満足（働き甲斐、やりがいのある職場とする）
- (3) 地域満足（地域の高齢者及び家族が安心して老後を暮せるよう努力する）
- (4) 安全（事故のない事業を行う）

3. 法人経営の方針

- (1) 理事会の決定に従うとともに関係法令通知の基準に則し、適正な法人経営に努める。
- (2) 関係機関との連絡調整に努め、地域社会との協調を図る。
- (3) 資産の管理および会計の処理については、定款並びに経理規程に従って適正な管理に努める。

4. 理事会の開催と監事監査、評議員会の開催

- (1) 理事会を年3回開催する。定期的で開催する時期及び主要議事内容は次のとおりとする。
ただし、臨時に審議を要する事項が発生したときは、臨時理事会を開催し、議案を追加して審議する。

第1回 6月 前年度事業報告および決算報告
社会福祉充実計画書の見直し（変更があれば）

定時評議委員会の開催事項

第2回 10月 中間概算決算報告、各種規則見直し、BCP計画の見直し

第3回 3月 補正予算審議、次年度事業計画および予算

(2) 監事監査

5月理事会の前に監事により監査をうける。

- ① 理事の業務執行状況
- ② 法人経営状況

(3) 評議員会を年1回開催する。

臨時に審議が発生した時には、臨時評議員会を開催する。

- ① 第1回6月 定時評議員会 決算書の議決
社会福祉充実計画の見直し（変更があれば）

5. 本年度事業

5-1 法人全体

本年度も引き続きコロナ対策を見据えた事業計画とする。

- (1) 全事業の稼働率を前年度よりは少し改善させる。
- (2) 感染症対策を徹底しクラスターを発生させないように努める。
- (3) 介護保険収入の改定に伴い職員処遇の改善を行い優秀な人材の確保に努める。
- (4) 施設長及び相談員の若返りを図り重点的に研修を行う。
- (5) 事務部門のICT化を推進すると同時にリモート勤務もできるようにする。
- (6) 消費者物価が上昇しており、給食費、介護費、エネルギー費の上昇が顕著であり、これに向け委託事業費の見直しを行う。
- (7) 各事業の運営規程の見直しを行う。
- (8) 令和5年度に作成したBCP（事業継続計画書）の見直しを行う。
震災停電時の対策としてソーラ発電設備を2か年計画で設置する。
- (9) 安全衛生の体制を見直しを行う。
- (10) 高齢者虐待指針の見直しを行う。
- (11) 福祉避難所としての体制の見直しを行う。

5-2 指定介護老人福祉施設 菊水園

- (1) 介護職員の負担軽減、環境整備のためICTの導入をはかる。（介護記録等の記録類）
- (2) 腰痛防止のために介護アシストロボットの導入を引き続き検討する。
- (3) 利用者の見守り介護作業軽減のためIPカメラの導入を行い、事故防止に役立てる。
- (4) 看取り対象者の夜間安否確認のための見守りシステムの導入を検討する。

- (5) 重度認知症高齢者の介護手法の確立に努め、認知症介護の外部研修参加の充実を図る。
- (6) 感染症予防対策が5類になったことによるコロナ対策マニュアルの見直しを行う。
- (7) 安全対策マニュアルの見直し
- (8) 虐待防止、予知マニュアルの見直し。
- (9) 防災（地震、水害、感染症）マニュアルの見直し及び避難訓練の実行。
- (10) 施設長の交代を早急に行う。

5-3 短期入所生活介護事業所 菊水園ショートステイセンター

- (1) 利用者のお迎え時の健康度チェックを徹底する。
- (2) 6室が個室となっており、ユニットケア型のサービスが提供できるので、入居者エリアとゾーン区分し、感染症対策を徹底する。
- (3) 特養利用者の入院等による空きベット利用はさける。
- (4) ショート利用者はアセスメントを十分行い、感染症に注意して受け入れる。
- (5) 稼働率は最大6名とし、コロナが沈静化したら9名を目指す。

5-4 通所介護事業所 菊水園 デイ サービスセンター

- (1) 利用者のお迎え時の健康度チェックを徹底する。
- (2) ショート、入所者とのゾーン区分が完成したので、コロナ前の利用者数に近づける努力をする。
- (3) 神郷デイにあったリハビリ用器具を活用し軽度のリハビリを行う。
- (4) 利用者家族、広報誌でコロナ対策の情報、リハビリ情報を地域に提供する。

5-5 通所介護事業 菊水神郷デイサービスセンター

予防通所介護事業 菊水神郷デイサービスセンター

本事業は令和6年4月1日から2年間の予定で休止する。

現在の利用者は菊水デイサービスで引き受ける。

職員は菊水園、菊水ビラに異動する。予定者5名

5-6 地域密着特別養護老人ホーム 菊水ビラ

基本的方針は菊水園と同じで共同して推進していく。

その他個別は以下の通り。

- (1) 全室個室で、10名が1ユニットのユニットケアサービスの提供の仕方になれ、質の高い介護サービスを提供する。

- (2) ユニットリーダーの若返りと、指導力の強化を行う。
- (3) 通常の特養の介護ではなくきめ細かく、なお且つプライバシーを尊重したサービスを提供する。
- (4) 年間稼働平均で月29人を目指す。
- (5) 2カ月に1回の運営推進会議を行いビラ活動を地域へPRする。

5-7 その他の事業（地域福祉事業）

- (1) 地域福祉の一環として独居老人の配食サービスを行うとともに見守りサービスを引き続き行う
- (2) 紙おむつ販売事業を引き続きおこなう。
- (3) 災害時対策として地元自治会と連携し避難受け入れ訓練そして実施を行う。

5-8 職員採用、職員研修及び福利厚生

- (1) 介護福祉士有資格者以外の介護職員（パート含む）に認知症研修を受けさせる。
- (2) 新規採用の栄養士、管理栄養士を重点的に教育し、利用者の食事管理を充実する。
- (3) 施設長、相談員、介護支援専門員との勉強会にて、厚生労働省からの通知、Q&Aなど読み解き、各事業の運営規定、各種届出書類、重要事項説明書、契約書、契約変更確認書の見直しを行い職員に周知する。
- (4) コロナ下で応募職員の対人コミュニケーション能力の強化が必要と考え重点採用、新人研修を行う。
- (5) 精神的に不安定な人が介護職として紛れ込み、利用者虐待につながる場合があるので、既存職員一丸となり危険予知に取り組む体制を構築する。
- (6) 介護職の採用後の研修としては老人介護の実態から理解することから始め、OJTで園内研修を行っていく。
- (7) 新規採用者の指導を行う相談員、ケアマネージャー、主任看護師への教育をその上司である施設長、法人理事が担っていく。
- (8) 資格取得
新卒職員で実務者研修終了し、介護福祉士受験資格保有者は積極的に先輩が指導し試験合格を目指す。
- (9) 福利厚生
コロナ下で止まっていた職員のリフレッシュ旅行を再開する。
園内でのイベントを通じ、職員交流を再開する。
- (10) 物価上昇を考え採用職員の処遇改善を検討する。

5-9 地域福祉

社会福祉法人の基本的な活動である次の福祉活動に注力する。

コロナ禍の鎮静化を待ち次の施策を実行する。

- (1) 利用者家族や地域との連携強化に努め、年2回の行事に家族の参加を求め、利用者家族の諸問題解決に当たる。また出来るだけご家族に介護保険情報の提供、社会福祉法人の特別減免制度の再認識をしていただく。
- (2) 災害時の避難所としての機能を果たすべく、現在使われていない別館を利用し、台風時の高齢独居老人の避難場所に利用する。またそのネットワークを構築する。
高齢者地域防災ネットワークの構築、現在個人情報保護の名の下ネットワークの構築が進展していないので、当法人としては個人情報保護に関する同意を得られる高齢者を対象に、また菊水園を利用している人、過去に利用した人の家族を中心として、災害時に助け合いのネットワークが構築できるよう問題点の洗い出し、議論を行い実効性のある地域高齢者防災計画をつくる。
- (3) コロナ下で途切れていたボランティアとの関係再構築に努める。
- (4) 広報誌の発行が行われていなかったが再開し地域に施設の状況を発信していく。
- (5) 地域への働きかけ強化する。
子ども110番事業を引き続き参画し地域の子育て支援の一助を担う。
- (6) 地域密着社会福祉事業
菊水ビラで“すこやかカフェ”事業をコロナ禍の状況を見ながら再開する。
- (7) BCP計画の策定後の見直しを行う。

6. 法人として新規事業

- 1) 大規模修繕の補助金を使用して、受電設備の更新、浄化槽から下水放流方式への変更工事を行う。
- 2) 災害停電時のバックアップとしてソーラ発電、蓄電設備の検討、補助申請を行い令和7年度事業をして完成予定。

7. 経営及び財務

令和5年度はコロナ発性下が、軽微で済み介護サービス事業全体の収入が少し安定してきたが、まだ不安感があり元通りの稼働率に戻すのに時間がかかる。

7-1 介護保険施設 菊水園（特養）の収入

- 1) 基本報酬は 令和5年度の稼働率は定員平均45人であったが本年度は47名を目指す。
 - 1) 基本サービス料、菊水園
平均介護度4として780単位→802単位すなわち22単位アップ

で 年間収入360万円アップ

2) 処遇改善加算 菊水園

令和5年までが基本サービス料に対し約12%加算

本年度は14%加算となり約160万円の収入アップ

3) 稼働率上昇見込み45人から47人へアップ

7-2 介護保険施設 菊水ビラ (地域密着特養)

1) 基本サービス料、

平均介護度4として874単位→901単位すなわち27単位アップ

で 年間収入260万円アップ

2) 処遇改善加算

令和5年までが基本サービス料に対し約12%加算

本年度は13.6%加算となり約200万円の収入アップ

3) 介護福祉施設サービス費 令和5年度の稼働率は平均24名を27.5名にアップする。

7-3 短期入所生活介護の収入

基本サービス費、処遇改善加算で50万円/年アップ

個室室料 60円/一泊アップ 6月以降 6万円/年アップ

食費 1380円⇒1600円 36万円アップ

稼働率を最低でも5個室稼働させる。

7-4 通所介護の収入

基本サービス費、処遇改善加算で8万円アップ

食費 650円⇒700円 10万円アップ

平均利用者数10名とする。

7-5 法人全体としての収入

基本サービス料のアップ1000万円

処遇改善加算アップ 300万円

7-6 職員処遇改善案として

正職員の基本給3200円/月アップ

非常勤職員80円/時アップ

7-7 補助金収入

当法人も35年を経過し修繕にかかる費用が必要なため、できるだけ補助、助成を得られるよう申請を行う。得られた場合補正予算を組む。

7-8 人件費支出

以下の増減を考慮しながら前年より2600万円増額で計画する。

- 1) 本年度の定期昇給は職能管理制度に基づき行う。
定昇分人件費の増額 200万円/年。
- 2) 処遇改善人件費の増額 250万円/年
- 3) 職員増 1000万円/年。

増員及び減員職員は以下のとおり。

- | | |
|------------|--------------|
| R5年正規職員退職 | 1名 |
| R5年非常勤職員退職 | 2名うち定年1名 |
| R5年度正規職員採用 | 1名(ケアマネ) |
| R5年新卒採用 | 3名栄養士及び管理栄養士 |

7-9 事務費及び事業費支出

電気代20%程度の支出増額を見込む。

7-10 資金運用

物価上昇が始まったのでインフレ対策として株式、債券の購入を検討する。

令和5年度は豪ドル債券の利息約200万円あった。

ゆうちょ銀行の配当は50万円、含み益は500万円であった。

細目は野村報告書による。

8. 施設の整備

- 1) 前年度延期事業として特別高圧受変電設備の取り換え 予算は500万円。
(大規模修繕補助金利用) 次年度工事
- 2) 下水設備へのじか放流工事500万円(大規模修繕補助金利用) 次年度工事
- 3) 職員処遇改善の条件として介護記録のICT化を行う250万円
- 4) 夜間見守りのICT化 300万円
- 5) BCPに関連し停電時の非常用発電としての太陽光発電設備の設置(令和6年、7年の2か年計画とする。約2000万円)
- 6) その他修繕 200万円
9. 社会福祉充実計画書
令和6年は改正後の計画として新人の研修教育、既存職員のキャリアアップのための資格取得(介護福祉士、介護支援専門員)に使用する。